

令和3年10月から

軽度生活援助事業を廃止し、 訪問型支え合い活動に事業転換します。

現在、皆様にご利用いただいております軽度生活援助事業につきましては、令和3年9月30日をもって終了致します。

10月以降については、市の類似事業である訪問型支え合い活動や民間事業所が提供するサービス等をご利用いただくこととなりますが、制度の変更点などを下記のとおりまとめていますので、ご確認頂くようお願い致します。

● 事業概要

	軽度生活援助事業 (令和3年9月まで)	訪問型支え合い活動 (令和3年10月～) NEW
支援者 ⇒ 来てくれる人	尼崎市シルバー人材センター	尼崎市シルバー人材センター、 地域住民、ボランティア、 協同組合、NPO法人など
利用したいとき	シルバー人材センターへ依頼	各団体へ電話等で依頼
料 金	250円(1時間あたり) ※生活保護受給者は無料	団体により異なる (年会費等が必要な場合あり)
新規利用申込	市役所へ申請	各団体へ直接申込

● 変更点(ポイント)

- ◆ サービス提供団体が増えるため、依頼先の選択肢が広がります。
引き続き、シルバー人材センターをご利用いただくことも可能です(※新規申込書が必要)。
- ◆ 利用時は、各団体へ直接お申込みください。
- ◆ 料金は各団体・依頼内容ごとに異なりますので、申込時に必ずご確認ください。
※団体によっては、会費や登録が必要となる場合があります。
- ◆ 生活保護受給者の方については、利用料金の支払いが発生しますが、後日還付される可能性があります(詳細は別途通知します)。
還付の手続き等の具体的な手続きについては、担当のケースワーカーにお尋ねください。